

業務仕様書

1 業務内容

この仕様書は、三重県警察学校2排気装置フィルター交換業務について適用する。

2 履行場所

三重県津市（詳細は別途指示）

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間

4 目的

けん銃射撃場の鉛粉塵対策に伴う排気装置（屋内型のフィルターユニット及び屋外型のフィルターユニット）のフィルターを交換し、換気設備全体の機能整備を図る。

※換気設備設定：各射座背面からバックストップに向かう均一な気流を確保する。気流は毎秒平均0.38m±10%とし、排気装置の風量設定を行う。

5 作業内容

(1) フィルター

排気装置名	設置場所	プレフィルター	中性能フィルター
フィルターユニット 型式EA-01-1	屋内東側	6枚・3枚	6枚・3枚
フィルターユニット 型式EA-01-2	屋内西側	6枚・3枚	6枚・3枚
フィルターユニット 型式EA-02	屋外	6枚・3枚	6枚・3枚

- ・プレフィルター：フィレドンPS/600同等品のもの
PS/600 (610×610) 18枚、(610×305) 9枚
- ・中性能フィルター：VZ-90M-56F及びVZ-90M-28H同等品のもの
VZ-90M-56F (610×610) 18枚、
VZ-90M-28H (610×305) 9枚

フィルターの納入に係る費用は全て受託者の負担とする。

(2) フィルター交換作業は、委託者と協議の上、日時を決定し、作業時は係員の立会い又は指示を受けること。

※フィルター交換は型枠を残し、フィルターのみ適正に交換すること。

(3) 使用済みフィルターは係員の指定場所に運搬すること。

使用済みフィルターの処分は、当該業務に含まない。

6 業務報告及び検査

業務完了後速やかに、完了報告書及び作業記録写真を提出し、委託者の検査を受けること。

7 代金の請求及び支払い

(1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。

(2) 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

8 損害賠償

作業の実施に当たって、構内の建物、工作物、備品その他に損害を与えたとは、直ちに報告するとともに、これを賠償すること。

9 その他

本仕様に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上、決定するものとする。

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 委託者は、受託者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受託者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 受託者は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに受託者、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 受託者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させ るようにしなければならない。

2 委託者は、受託者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 委託者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受託者に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 受託者は、委託者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、委託者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受託者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を委託者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。